

労働安全衛生法における発注者、元方事業者、関係請負人の労働災害防止に関する義務(建設業)

参考資料2

発注者

発注者の義務

- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮 (法第3条第3項)
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名 (法第30条第2項)

元方事業者

元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導 (法第29条)
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
 - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
 - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施 (法第30条)
- (請負人の労働者に使用させる場合の) 足場、クレーン等の安全確保 (法第31条)

関係
請負人

関係
請負人

労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策 (クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など)
- 足場、通路、作業構台などの安全対策 (墜落・転落防止対策など)
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策 (化学物質の管理、ばく露防止など)
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育 (雇入れ時教育、特別教育など)
- 作業環境測定
- 健康診断の実施 (一般健康診断、特殊健康診断) など

労働者

労働者